

南国市結婚等新生活支援事業費補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 29 日	告示第 29 号
平成 30 年 5 月 8 日	告示第 67 号
令和 元年 5 月 8 日	告示第 2 号
令和 2 年 5 月 7 日	告示第 72 号
令和 3 年 4 月 19 日	告示第 71 号
令和 4 年 5 月 30 日	告示第 100 号
令和 5 年 5 月 18 日	告示第 51 号
令和 6 年 5 月 21 日	告示第 65 号
令和 7 年 5 月 14 日	告示第 73 号
令和 7 年 9 月 16 日	告示第 151 号
令和 8 年 5 月 20 日	告示第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 53 年南国市条例第 20 号）第 17 条の規定に基づき、婚姻又は南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱（令和 4 年南国市告示第 163 号）第 2 条第 2 号に規定するパートナーシップ登録（以下「南国市パートナーシップ登録」という。）に伴う新生活に要する費用の一部を補助することにより、経済的理由により結婚に踏み出せない者の支援及び少子化対策の強化並びに南国市への定住の促進に資することを目的とする南国市結婚等新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件を満たす者（次号に該当する者を除く。）

ア 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（以下「補助対象婚姻期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦若しくは補助対象婚姻期間に外国方式により婚姻し、夫婦のいずれかの戸籍に当該婚姻に係る記載のある夫婦又は南国市パートナーシップ登録を受けた二人（以下「夫婦等」とい

う。)であること。ただし、婚姻日(婚姻届を提出し、若しくは受理された日のいずれか早い日又は外国方式により婚姻した日をいう。以下同じ。)又は南国市パートナーシップ登録日において、ともに39歳以下の夫婦等に限る。

イ 補助対象婚姻期間に、婚姻又は南国市パートナーシップ登録を原因として、南国市内において、新たに住居を購入し、又は住居の賃借を開始した夫婦等であること。

ウ 夫婦等の双方が補助金の交付の申請時において、イの住居を住所として、南国市の住民基本台帳に記録されていること。

エ 夫婦等の所得(夫婦等の所得証明書(申請時において取得できる最新のものとする。)に記載された所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦等の所得から貸与型奨学金の年間の返済額を控除した金額が500万円未満であること。

オ 夫婦等の双方が、第5条の規定による補助金の交付の申請前に次に掲げる講座の受講又は相談のいずれかを行っていること。この場合において、当該講座又は相談は、高知県が指定したものに限る。

(ア) ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験及び子育て世帯との意見交換を含む。)

(イ) プレコンセプションケアに関する講座の受講

(ウ) 医療機関への妊娠・出産に関する相談

(エ) 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講

(2) 令和7年度に同年度に係る補助対象者として補助金の交付を受けた者であつて、当該交付を受けた額が第4条ただし書に規定する補助金の交付の限度額に達していないもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、同項第1号に掲げる補助対象者としなない。

(1) 夫婦等の双方が過去にこの補助金(他の自治体による同様の補助金を含む。次号において同じ。)の交付を受けたことがある場合。ただし、この要綱の規

定による補助金の交付を受けた婚姻中で、当該年度における当該補助金の交付額が第4条ただし書に規定する補助金の交付の限度額に達していない場合で、その残額について申請するときを除く。

- (2) 過去にこの補助金の交付を受けた夫婦等が離婚又はパートナーシップ登録の解除をし、その一方の再婚又は再登録に伴う申請の場合であって、その離婚日又は登録解除日が再婚姻日又は再登録日から起算して1年以内である場合
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けている場合
- (4) 夫婦等のいずれか又は双方が南国市税及び高知県税を滞納している場合
- (5) 夫婦等のいずれか又は双方が南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当している場合

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払った次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号イの住居に係る購入費、補助対象婚姻期間の賃料（勤務先から住宅手当が支給されているときは、賃料から当該住宅手当の額を控除したもの）、敷金、礼金（保障金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料
- (2) 引越業者又は運送業者への支払いその他の前条第1項第1号イの住居に引っ越すために必要となる経費（荷物運搬に係る経費に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる経費に係る契約又は支払の相手方が夫婦等のいずれかの直系親族に当たる場合は、当該経費は、補助の対象外とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する補助対象者 次のア及びイに掲げる世帯の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 夫婦等の双方の婚姻日又は南国市パートナーシップ登録日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

イ アに掲げる世帯以外の世帯 30万円

(2) 第2条第1項第2号に規定する補助対象者 前号に規定する額から令和7年度に受けた補助金の額を差し引いて得た額

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに、南国市結婚等新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類（第2条第2号に規定する補助対象者については、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は南国市パートナーシップ登録証若しくはカード型南国市パートナーシップ登録証の写し

(2) 住民票の写し

(3) 所得証明書

(4) 住居の売買契約書（住居を購入する場合）

(5) 住居の賃貸借契約書（住居の賃借をする場合）

(6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居の賃借をする場合）

(7) 申請する補助対象経費に係る領収書の写し等の支払証拠書類

(8) 対象講座受講（相談）確認シート

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、南国市結婚等新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、南国市結婚等新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他補助金の交付が不相当であるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、南国市結婚等新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合において、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額について、返還を求めるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、南国市結婚等新生活支援事業費補助金返還請求書（様式第6号）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について、第8条及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（平成30年告示第67号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年告示第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第72号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第71号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第100号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年告示第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 6 5 号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、改正後の第 2 条第 2 号の補助対象者については、適用しない。

附 則（令和 7 年告示第 7 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 1 5 1 号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱の規定による改正前の南国市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱様式第 1 号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 8 年告示第 9 0 号）

この要綱は、公布の日から施行する。